

小千谷市子どもの学習・生活支援員 登録申請にあたって

1 支援概要

本事業は、貧困の連鎖を防止し、その後の自立を促すために、生活困窮世帯の子どもに対して次の支援を行う事業です。

支援内容	学習支援	小学生：学校の勉強の復習、宿題の習慣付けを実施する。 中学生：高校受験のための進学支援や学び直しを実施する。 共通：挨拶の励行や、規則正しい起床及び就寝等、適正な生活習慣の形成に関する助言・指導等を行う。
	生活支援	生活状況の把握及び学習支援の様子を伝えるため、対象世帯に応じた相談員と面談を受けていただく。なお、各世帯ごとの相談員は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・生活保護世帯：ケースワーカー・生活困窮世帯：<ul style="list-style-type: none">①自立相談支援員②家庭児童相談員、児童安全相談員・面談を通じて養育者の生活上の課題を把握し、解決のための助言等を行う。

2 学習・生活支援員（以降「支援員」）について

支援員は、教員OB、大学生、社会福祉士等とし、教員免許は必要としません。

3 支援の流れ

①学習・生活支援員登録申込書の提出

市役所福祉課に備え付けまたは市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入いただき提出。

②支援員決定

支援員に登録した旨の決定通知書及び身分証明書を送付。

③担当相談員との面談

上記の世帯に応じた担当相談員とケース状況について打合せ。

④支援世帯とのマッチング

支援員として登録後、事業利用者とのマッチング（面談）を行う。利用者の目標や

目標達成のための計画等、担当相談員と一緒に確認をする。

⑤支援開始

協議済の場所で支援開始。その日の内容は日報に記載し、1月分（月報）をまとめて市役所福祉課へ提出。なお、活動の際は必ず身分証明書を携行する。

⑥振り返り、目標の確認・再設定

支援計画に定められている目標を支援世帯との面談を通じて再確認し、状況によっては支援計画の見直しを図り、次のステップへ進む。※以降繰り返し

4 実施日時等

(1) 実施日時

①年末年始（12月29日～1月3日）及び祝祭日を除く平日とします。

②午後4時から午後8時までのうち、マッチングの際に決めた時間とし、1回につき2時間までとします。なお、欠席する場合は市から支援員へ連絡いたします。

(2) 実施回数

1人週1回までの利用であることから、支援は原則として週1回となります。

5 謝礼の支払いについて

1時間1,130円の謝礼を支払います。支援時間は、会場の後片付けを含めて最長2時間であることから、最大で2,260円となります。

なお、時間に端数が生じた場合の取り扱いは次のとおりとし、支払いは1ヶ月分をまとめて支払うこととします。

- | | | |
|------------------------|---|------------|
| ・ 1時間以内 ⇒ 1,130円 |] | ※日報で確認します。 |
| ・ 1時間以上～2時間まで ⇒ 2,260円 | | |

6 その他

- ①支援員を辞退する際は、可能な限り1ヶ月前までに市役所福祉課へ申し出てください。辞退に際しては、身分証明書を返還してください。
- ②本事業で支援員に対して支払うのは、交通費を含めた謝礼のみです。
- ③業務上、個人情報を取り扱います。知り得た個人情報は、支援員である期間中はもとより、支援員でなくなった後も外部に漏らしてはなりません。
- ④支援に必要な消耗品は、市役所福祉課へ相談してください。
- ⑤子どもの送迎は、保護者等が行います。